

平成24年第2回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成24年度墨田区一般会計補正予算

条例

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区暴力団排除条例
- 3 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例
- 8 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

契約

- 1 (仮称)本所地域プラザ新築工事請負契約
- 2 菊柳橋撤去その他工事請負契約
- 3 物品の買入れについて

平成24年第2回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 外国人登録法の廃止に伴う改正

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることから、外国人登録法が廃止(21.7.15公布、24.7.9施行)されることに伴い、外国人登録原票の写し等の交付事務に係る手数料を削る。

イ ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料等の新設

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正(24.3.30公布、24.10.1施行)により、ふぐ加工製品取扱届出済票の交付及び再交付に係る事務を区が行うこととされることに伴い、当該事務に係る手数料を新設する。

(ア) ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料 3,000円

(イ) ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料 2,400円

(2) 施行期日等

アについては本年7月9日、イについては本年10月1日

2 墨田区暴力団排除条例

(1) 制定理由

区における暴力団排除活動を推進するため、暴力団排除に係る区及び区民等の責務等について定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

3 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止(21.7.15公布、24.7.9施行)により、外国人住民の印鑑登録については、住民基本台帳の記録内容に基づき行うことに伴い、その登録する印鑑の表記等について明確化するほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日等

本年7月9日

4 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方税法の一部改正(23.12.2 公布、一部施行・23.12.14 公布、施行・24.3.31 公布、24.4.1 一部施行)等に伴い、区民税の退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止するとともに、均等割の税率の特例を創設するほか、たばこ税に係る税率の引上げ等をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

5 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」(平成20年3月策定)に基づき、次のように区立学校を廃止し、及び設置する。

| 廃止する区立学校 | 設置する区立学校 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 向島中学校(東向島四丁目18番9号) ・ 鐘淵中学校(堤通二丁目11番1号) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜堤中学校(堤通二丁目19番1号) |

(2) 施行期日等

平成25年4月1日

6 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正(24.3.30 公布、施行)を踏まえ、次のとおり学校薬剤師の補償基礎額の改定を行う。

| 経験年数 | 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 |
|-------|---------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 学校薬剤師 | 5,653円 | 6,547円 | 7,971円 | 9,606円 | 10,797円 | 11,966円 |
| | (現行どおり) | 6,532円 | 7,957円 | 9,585円 | 10,771円 | 11,936円 |

(2) 施行期日等

公布の日

7 墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例

(1) 制定理由

墨田区地域防災基本条例に基づき、木造住宅密集市街地における木造建築物の防火・耐震性を促進するため、木造建築物の防火性能及び耐震性を向上させる改修を行う場合に助成金を交付する制度を創設し、その内容、手続等について定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

8 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

コミュニティ住宅の一層の活用を図るため次の者を使用者資格の範囲に加えるほか、共益費を滞納した場合においても住宅の明渡請求を可能とする等の改正を行う。

ア 都市計画道路整備事業協力者 住宅市街地総合整備事業地区内における都市計画事業に基づく道路の整備事業により住宅を失った者

イ 耐震改修等を行う者(一時使用のみ) 地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした改修()に伴い一時的に住宅を必要とする者

改修の基準は、規則で定め、墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例及び墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例による助成を受けて行う改修とする。

(2) 施行期日等

本年7月1日

9 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

本条例の適用区域のうち、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に新たに2つの地区を追加するとともに、当該地区に係る建築物の用途等の制限を定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙4のとおり

契約

1 (仮称)本所地域プラザ新築工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区本所一丁目13番4号
- (2) 契約金額 3億1,500万円
(予定価格3億6,746万8,500円)
- (3) 契約の相手方 アジア工業合資会社東京支店
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から289日間
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 区民生活費 区民施設費
区民施設建設費 工事請負費
平成25年度 債務負担行為

2 菊柳橋撤去その他工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区菊川三丁目13番地先~江東橋五丁目1番地先
- (2) 契約金額 2億3,394万円
(予定価格2億5,144万7,700円)
- (3) 契約の相手方 坂田建設株式会社東京支店
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から250日間
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費
道路新設改良費 工事請負費
平成25年度 債務負担行為

3 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 災害備蓄用
- (2) 品目及び数量
 - ア 保存用ビスケット 2万7,264食
 - イ 保存用クラッカー 2万7,160食
 - ウ 発熱剤付アルファ米セット 5万4,200食
 - エ 飲料水(炊き出し用) 6,504本
 - オ 飲料水(粉ミルク用) 2,676本
 - カ 飲料水(飲用) 1,188本
- (3) 契約金額 2,839万6,439円
- (4) 契約の相手方 株式会社ススム防災
- (5) 支出科目等 平成24年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
防災対策費 需用費